

障害を持つ学生が履修する 講義・実験・実習等での修学支援

■ 津江 保彦（高知大学工学部）

■ 田部井隆雄（高知大学工学部）

■ 野田 稔（高知大学工学部）

キーワード：教育研究活性化事業（教育改善・修学支援）
ダイバーシティ環境整備 障害学生修学支援

序. はじめに

工学部は令和2年度に地球環境防災学科へ24時間介護が必要な高度障害を持つ学生を受け入れた。マスメディアなどにも取り上げられ、社会から注目されていることもあり、学生本人の修学の成功が強く期待されているところでもある。工学部を中心に、インクルージョン支援推進室と連携し、修学支援を行っている。特に、「理工学部肢体不自由学生の修学支援に関する打合せ会」を開催し、インクルージョン支援推進室の強力な支援のもとで、理工学部長・学務委員長・理工学部修学支援コーディネーター・インクルージョン支援推進室長及び同室員・高知市障がい福祉課の方・民間の相談支援センター支援相談員を含み、理工学部肢体不自由学生の修学支援に係る事項の打ち合わせを行い、遺漏なく支援できる体制を整えている。今後の本学としてのダイバーシティ環境整備のための一つのロールモデルとなり得ることを期待している。

そこで、令和2年度入学の当該学生に特化せず、一般に障害を持つ学生が、講義・実験・実習などの授業を履修した際の修学支援を行うことを目的として修学支援事業を計画した。具体的には、講義の受講では教

室の形態により教室の後方に車いすを置かなければならず、黒板を見ることが困難であったり、手技を伴う実験が不可能であったり、野外実習に参加できないなど、必修指定された授業の履修に困難を抱える学生に対し、履修方法の検討、教材の電子データ化による修学支援の方法の検討などを事業の内容とした（図1）。野外実習の録画と録画動画の視聴、授業内容の電子教材化などは、発達障害を持つ学生にも有益であると考えられる。また、四肢に障害を持つ学生が実験・実習に参加している際に災害が起きた場合も含め、実験参加の際の移動手段の確保など、安全面での環境整備も今後の障害学生の受け入れの環境整備のためには必須の内容であると考えた。

こうして、統括・実施責任者として学部長をあて、理工学部副学部長兼学務委員長、当該学科長（以上3名が本稿の著者）、当該学科学務委員¹⁾を事業実施者として、理工学部から、『令和3年度教育研究活性化事業（教育改善・修学支援）』の『【種目1：教育機能の改革・活性化に資する先導的なプロジェクトの展開等】⑦身体障がい学生・発達障がい学生の支援に関する取組』に対して応募を行った。事業の名称としては『障害を持つ学生が履修する講義・実験・実習等での修学

¹⁾ 張浩先生（令和3年7月に熊本大学へ転任）。後任は山田伸之先生

支援』とした。

教育研究活性化事業経費として35万円のご支援を頂き、当該学生が2年生となり専門科目が増えてきた段階で引き続き修学支援を行うことができた。この場をお借りして感謝申し上げたい。

破. 事業実施

令和2年度は新型コロナウイルス感染症禍のためオンライン授業が大半を占め、大学構内に入構しての授業が殆どなかったが、令和3年度からは徐々に対面授業及び2年生になった学生には専門科目が入ってきたところであった。

まず、専門授業が行われる理工学部2号館の共通講義室1では教室の構造と車椅子の関係上、対面講義中に教室後方に座席を構えなければならない。そこで、教室後方に液晶モニターを設置し、教室後方でも板書等が容易に見えるようにし、学習効果を高めることが可能となった。

野外実習等に参加できない場合には実習の録画・その視聴を行うようにしているが、録画中に周りの騒音が入ってしまうことが昨年度判明していた。そこで、その対策として、ノイズキャンセリングイヤホンを購入し、実習場面の円滑な視聴を可能とした。

実習の際に海洋コアセンターの見学が組まれており、朝倉キャンパスと物部キャンパスを往復する必要が生じたが、事業経費を頂けたおかげで、介護タクシーの利用を行うことが可能となり、教育面での不利益が解消されたことにも感謝申し上げたい。

災害時を始め、車椅子移動の安全確保は欠かせない。全学的にキャンパス内のバリアフリー化を進めて頂いているが、意外と小さくとも段差があると車いす移動が困難になる。特に災害時には問題となるので、昨年度段階で、折りたたみ式の車椅子用スロープの用意が必要であることが感じられていた。本事業経費と他の予算との合算ではあるが車椅子用スロープを導入できたので、学内の円滑で安全な移動が可能となっている。

令和3年度に事業を実施して、さらに充実の必要な課題が浮かび上がってきている。

講義の受講ではサポーターの学生や介助者を配置しているが、ノートテークの際など、車いすのそばにサポーター用の机などを配置することが必要であるが、予算の関係上、そこまで手が回っていないのが実情であり、サポーター学生に不便をかけている。

授業の履修に困難を抱える学生に対し、教材の電子データ化、実験の様子ビデオ撮影、野外実習の録画と録画動画の視聴などの修学支援は、発達障害を持つ学生にも有益であり、引き続き、事業実施を検討したい。特に、野外実習時のビデオ教材の作成では、反射光に妨げられて見やすく撮影できない場合があった。反射光軽減の工夫が必要であるなど、事業を実施してみなければわからなかった問題も解決していく必要が生じている。

さらに、本学へ入学した高度障害を持つ学生が令和4年度に3年生になり、夏季休暇前から研究室への仮配属が行われる。卒業研究へ向けて、高性能な画像解析ができるパソコンが不可欠となることが予想されているが、本人が利用できるシステムとしては学部・学科として備えられていない。課題探索に不可欠な画像解析用パソコンおよび画像解析ソフトが今後必要となることが想定されているが、予算措置がなく、検討中となっている。

急. まとめ

令和2年度に本学に入学した24時間介護が必要な学部学生も、来年度は最終学年となり、卒業研究が本格化する。また、卒業後の進路についても本人と考えていく時期が来る。全ての高知大学生が等しく大学生活を楽しんでもらえるよう、ダイバーシティ環境整備の観点からも引き続き、障害を持つ学生が履修する講義・実験・実習等での修学支援を考えていく必要がある。

昨年度発行の高知大学教育研究論集26巻においても記載したことの繰り返しにはなるが、文部科学省に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が設置されたのは2012年であり、「合理的配慮の考え方」「合理的配慮の対象範囲」「大学を始めとした関係機関が取

り組むべき課題」が検討され、合理的配慮は個々の学生の状態・特性等に応じて、多様かつ個性が高く提供されるべきとされているだけでなく、通信教育の活用、就職支援などが求められた。2016年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、合理的配慮規定が法制化されている。ここ3年近いコロナ禍で、遠隔授業実施のノウハウも蓄積されてきている現状に鑑み、障害を持つ学生にも容易に授業が受けられるようなオンラインコンテンツの蓄積も今後必要となってくるかもしれない。本学では「高知大学 × SDGs Action」をうたっており、SDGsの目標4.「質の高い教育をみんなに」のターゲット4.5「障がいがあったり・・・特にきびしい暮らしを強いられている子どもでも、あらゆる段階の教育や、職業訓練を受けることができるようにする」や、4.a「障がいや男女の差などをよく考えて、学校の施設を作ったり、なおしたりし、すべての人に、

安全で、暴力のない、だれも取り残されないような学習のための環境をとどける」に応じた取り組みであることは言うまでもない。

今後も、理工学部としてはインクルージョン支援推進室にご協力頂くとともに十分な連携を図り、障害を持つ学生の修学支援、合理的配慮を実施していきたい。理工学部として、重度肢体障害を持った学生への学習支援の経験を、今後の障害を持つ学生が履修する実験・実習・巡検等での修学支援に活かしていきたいと考えている。

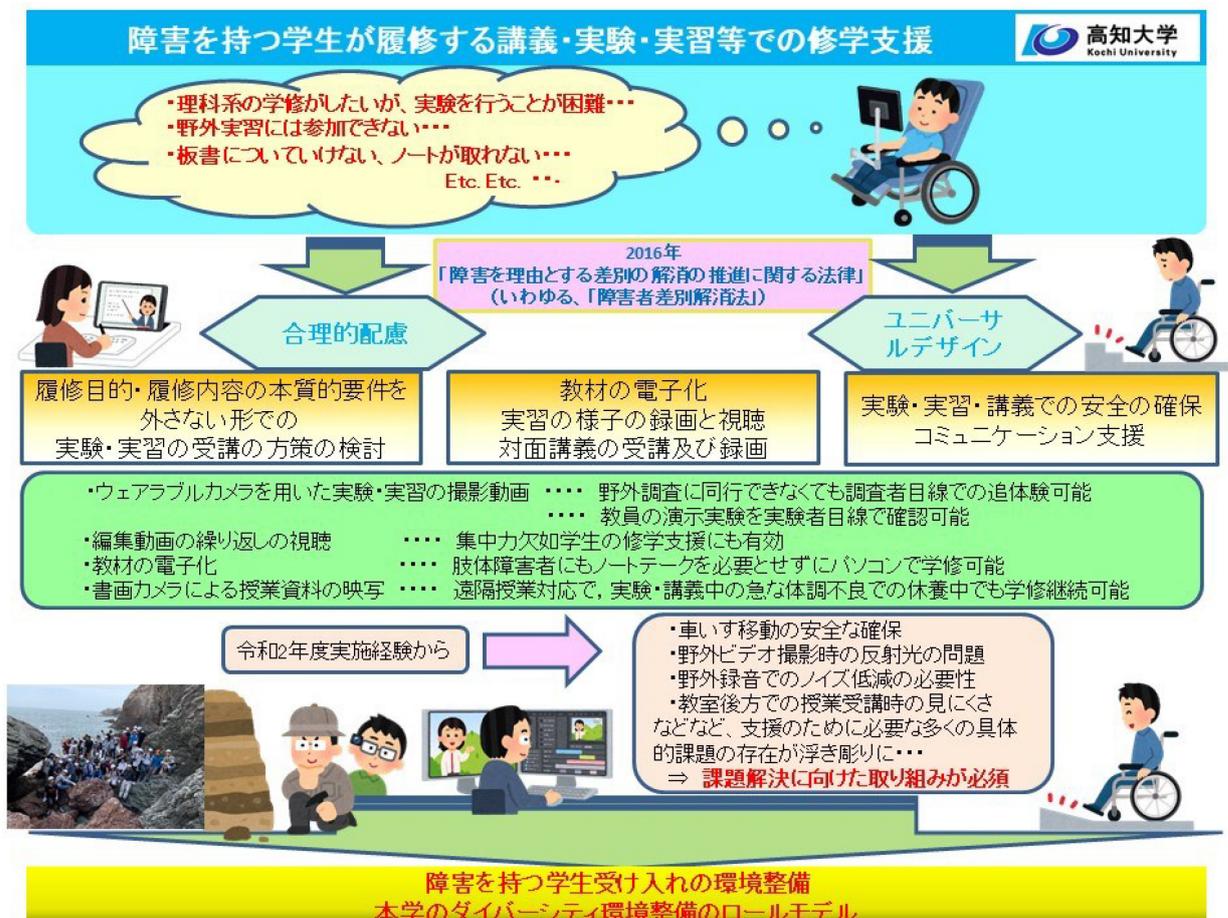


図1 「障害を持つ学生が履修する講義・実験・実習等での修学支援」の事業概要